AIG損保

# 新型コロナウイルス感染症に関する緊急措置見舞金補償特約のご案内
# 【 事業総合賠償責任保険（STARs）】

2020年7月31日より、食中毒・特定感染症利益担保特約に、新型コロナウイルス感染症に限定した新たな補償である**「新型コロナウイルス感染症に関する緊急措置見舞金補償特約」**を自動セットします。
この特約は、新型コロナウイルス感染症が特定感染症（１～3類）※1に指定された日に失効します。

**対象契約**

事業総合賠償責任保険（STARs）製造・販売業向け、サービス業向けにおける「食中毒・特定感染症利益担保特約」がセットされた以下の契約
- 2020年7月31日が保険期間に含まれる契約
- 2020年7月31日以降に保険期間開始日がある契約

**補償対象事故**

被保険者の施設が新型コロナウイルス感染症※2の原因となる病原体に汚染された、またはその疑いがある場合で、施設における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症予防法」といいます。）の規定に基づく保健所等からの消毒その他の処置の命令等を受けた場合に、事故が発生したものと見做し、緊急措置見舞金をお支払いします。

**お支払い内容**

2020年7月31日以降の新型コロナウイルス感染症※2が指定感染症である期間に事故が発生した場合に、緊急措置見舞金をお支払いします。当会社が支払う緊急措置見舞金の額は１施設あたり30万円とします。（同一施設の事故につき保険期間中１回限度）

なお、新型コロナウイルス感染症※2が特定感染症（１～3類）※1に指定された日以降に発生した事故については、本特約は適用されません。約款および食中毒・特定感染症利益担保特約の規定に基づく喪失利益・収益減少防止費用をお支払いします。

**保険金を支払わない主な場合**

- 事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛。
- 保険期間開始日の翌日から起算して14日以内に発生した事故に伴い、被保険者に生じる経済的負担。ただし、この保険契約が継続契約※3である場合を除きます。
- 保険契約者または被保険者の役員もしくは従業員のいずれかが、この保険契約の締結時点において既に知り得ていた、または知り得ていたと合理的に推定できる事故に伴い、被保険者に生じる経済的負担。ただし、この保険契約が継続契約※3である場合を除きます。　　など

※1 感染症予防法第６条（定義等）第２項から第４項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。
※2 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条により指定された新型コロナウイルス感染症をいいます。
※3 食中毒・特定感染症利益担保特約がセットされた契約の保険期間の終了日を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一として弊社と締結された保険契約をいいます。保険期間の終了日には、保険契約の解除日を含みます。

補償内容の詳細（約款）につきましては、弊社ホームページhttps://www.aig.co.jp/sonpoの「新型コロナウイルス感染症に関する弊社商品・サービスの取扱いについて」をご確認ください。

●このチラシは事業総合賠償責任保険「食中毒・特定感染症利益担保特約」に自動セットされる「新型コロナウイルス感染症に関する緊急措置見舞金補償特約」の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。


AIG損害保険株式会社
〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
https://www.aig.co.jp/sonpo
お問い合わせ・お申し込みは